

地域配達システム構築事業補助金

市内生産物及び市内事業者の提供する商品を市内事業所や個人宅へ配達することを通し、北本市の地域活性化を図ることを目的とした地域宅配システムの構築を行う事業者に対し、初期費用の一部を支援します。

令和2年6月15日 受付開始

令和2年8月31日受付終了

上限 **100**万円

補助率 **3/4**

対象となる事業者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- 市内に本店、主たる事業所若しくは本社機能を有する事業所を有する法人その他の団体
- 市税の滞納をしていない方
- 性風俗関連特殊営業または接客業務受託営業を行う事業者でない方
- 政治団体や宗教上の組織、または団体でない方

補助対象となる主な経費

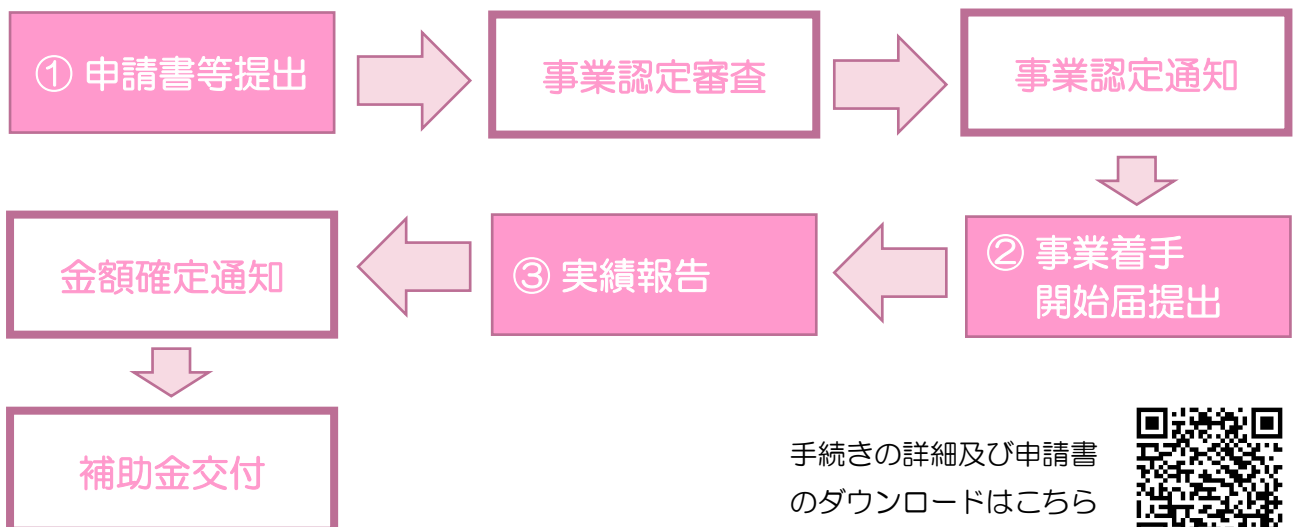
- 人件費（補助対象事業に必要な業務に従事する者への賃金等）
 - 消耗品（容器類、梱包・包装資材等）
 - 通信運搬費（タブレット通信料等）
 - 使用料（OA機器等の使用料）
 - 借上料（配達用自動車、タブレット、施設等の借上料）
 - 広告宣伝費（チラシ・ポスターの印刷代、ホームページ作成料）
 - 委託料（補助対象事業の実施のために必要な業務の委託料） など
- ※事業開始から令和3年2月28日までにかかる経費が対象となります。

申請に必要な書類

- 北本市地域配達システム構築事業認定申請書（様式第1号）
- 北本市地域配達システム構築事業計画（報告）書（様式第2号）
- 北本市地域配達システム構築事業収支予算（決算）書（様式第3号）
- 市税に係る完納証明書
- 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- 開業届の写し又は営業届出済証明書若しくは営業許可書の写し（個人の場合）
- 令和元年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。
（法人の場合）
- 令和元年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し（確定申告をしていない場合は、令和2年分の市県民税申告書の写し）並びに令和元年分所得税青色申告書の1ページ及び2ページの写し（個人の場合）
- 補助対象経費の根拠となる資料（見積書等）

主な手続きの流れ

- ① 必要書類をご用意のうえ、産業観光課窓口までお越しください。
- ② 事業認定通知が届きましたら、北本市地域配達システム構築事業開始届（様式6号）を提出の上、事業着手をお願いします。
- ③ 事業完了後に添付書類とともに、北本地域配達システム構築事業補助金実績報告書（様式7号）を提出してください。



お問い合わせ先

北本市役所 産業観光課 商工労政・観光担当 ☎048-594-5530